

事務連絡  
令和7年12月22日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 障害保健福祉主管課御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

令和8年度における有料道路の障害者割引制度の改正について（情報提供）

有料道路の障害者割引措置については、申請手続等に関して種々の御協力をいただいているところです。

このたび、別添のとおり、当該制度におけるE T C無線通行により本割引を受ける場合のE T Cカード登録について、国土交通省道路局高速道路課より、未成年の重度の障害者で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のE T Cカードの登録を認めているところ、対象障害者が20歳未満の場合に限り、未成年時と同様に、障害者本人名義以外のE T Cカードの登録を可能とする旨の改正を令和8年4月に予定しているとの情報提供がありました。

具体的な運用開始日につきましては、有料道路事業者におけるマニュアル等の整備や、関係機関との調整を経た後、改めてお知らせします。

つきましては、内容について別添にて御了知いただくとともに、関係者への周知等につき御協力いただくようお願いします。

（送付資料）

（別添）令和8年度における有料道路の障害者割引制度の改正について（情報提供）（国土交通省道路局高速道路課事務連絡）